

通知カードを受け取れなかった方へ

郵便物の転送手続きをしている場合や、配達時に不在で郵便局の保管期限を経過した場合の通知カードは市役所に返戻されます。

返戻された通知カードの受け取り場所、受け取り方法は以下のとおりです。必要書類をご確認の上、ご来庁いただき受領してください。

【受け取り場所】

- ・指宿地域に住所のある方 指宿庁舎 市民協働課
 - ・山川地域に住所のある方 山川庁舎 市民福祉課
 - ・開聞地域に住所のある方 開聞庁舎 市民福祉課
- ※住所のある庁舎以外での受け取りを希望される場合は、受け取り希望日の3日前までに住所地の各庁舎にご連絡ください。

【受け取り方法・必要書類】

○本人または同じ世帯の人が受け取る場合（15歳未満の方は受け取れません。）

- ・来庁する方（本人）の本人確認書類（※）
- ・来庁する方（本人）の印鑑（認印可）

○法定代理人が受け取る場合

- ・交付申請者（本人）の本人確認書類（※）
- ・法定代理人の本人確認書類（※）
- ・法定代理人の印鑑（認印可）
- ・戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（本籍地が指宿市であり、親権者等の資格確認ができる場合は不要）

○法定代理人以外の代理人が受け取る場合

- ・交付申請者（本人）の本人確認書類（※）
- ・代理人の本人確認書類（※）
- ・代理人の印鑑（認印可）

・**委任状**等、本人が代理人を指定した事実を確認できる書類

（注）本人が代理人に「通知カードの受け取り」について委任したことが確認できること

（※）本人確認書類（次のA書類またはB書類のいずれか）

<p>【A書類】 官公署が発行した<u>顔写真付き</u> <u>の本人確認書類を1点</u></p>	<p>個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以後に交付されたものに限る）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書等</p>
<p>【B書類】 <u>本人確認書類を2点</u> ※ただし1点は官公署が発行した本人確認書類が必要</p>	<p>健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、A書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳等 その他、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等（氏名と生年月日または氏名と住所が記載されているものに限る）</p>

※本人確認書類は**原本のみ可、コピー不可**です。

※本人確認書類に**有効期限のあるものは、来庁時に有効期限内のものに限ります。**